

令和 3 年
第 8 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和3年第8回立川市農業委員会総会日程

日時 令和3年8月25日（水）午後3時

会場 208・209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第8回立川市農業委員会総会

令和3年8月25日（水）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	
4番		13番	
5番	清水 清史 君	14番	
6番	嶋田 貞芳 君	15番	
7番		16番	
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

係長 原島 邦雄 君

主任 南山 和秀 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、総会資料の中に入っていた事務連絡にも書いてあったと思うんですが、新型コロナウイルスが非常に感染が拡大している関係もありまして、また、この会議室が狭い関係もありまして、今回は人数を少なめにして開催ということになりましたので、どうか御理解いただきたいと思います。また、来月には広報の関係の研修会、また、北多摩の研修会などを予定しております。それもやはりウェブ方式で、オンラインで行うことになっているということでございます。

私も毎月、東京の農業会議所の関係の会議も全部オンラインで、Z o o m でやっているんですけども、とにかく今もう、実際集まって会議というのは、本当に少なくなっている感じでございます。

また、来月は農地パトロールも予定しておりますので、その辺も、この総会が終わった後で話し合うということで、あと、各部会長に残っていただいて、どのような形で農地パトロールを行うか、相談をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより始めていきたいと思います。令和 3 年第 8 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員が出席しておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、お願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 それでは、初めに議事録署名委員の指名でございます。今回は 3 番の粕谷委員と、5 番の清水清史委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第８号の規定による届出が５件、（３）農地法第５条第１項第７号の規定による届出が５件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 では、初めに事務報告から申し上げます。

お手元の資料、縦長の事務報告、報告（１）を御覧ください。

８月５日（木）から６日（金）にかけて、東京都農業会議主催の農地専門職員研修会が開催され、事務局職員が参加をいたしました。

８月１８日（水）、東京都農業会議臨時総会が書面決議にて開催をされております。

委員会といたしましては、８月１６日（月）に本総会に向けた現地調査、本日、２５日（水）が農業委員会の総会、終了後に全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

８月２６日（木）から２７日（金）に東京都農業会議主催の担当者会議等がウェブ会議形式で予定をされております。事務局が参加の予定です。

９月１４日（火）、午後１時３０分より、ウェブ会議形式で北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会が予定をされております。場所は、ここ、立川市役所の１階、１０１会議室でございます。

委員会といたしましては、９月１５日（水）、総会に向けた現地調査を行い、２７日（月）午後３時より第９回の総会、終了後には全員協議会の開催を予定しております。

また、先ほど会長からもお話が出ましたが、例年、９月は委員全員での農地パトロールを実施しております。新型コロナの影響を受けまして昨年度は中止となりました。今年度の実施につきましても、後ほどの全員協議会の中で改めて御説明をさせていただきます。予定でございます。

報告事項（１）は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

お手元の資料、第8回立川市農業委員会総会報告を御用意ください。

報告事項(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出、5件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず、1件目。農地の所在は若葉町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は40㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

2件目。農地の所在は砂川町8丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は77㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

3件目。農地の所在は上砂町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は866㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

4件目。農地の所在は砂川町1丁目の4筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路が2筆、宅地が1筆、雑種地が1筆でございます。面積は合わせまして306.11㎡。転用目的は住宅用地及び公衆用道路用地でございます。

5件目。農地の所在は西砂町1丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地が1筆、公衆用道路が2筆。面積は合わせまして1,643㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を併せて御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出、5件について御報告をいたします。

譲渡人・譲受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は若葉町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は495㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は上砂町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は42㎡。転用目的は住宅用地でございます。

います。

3件目。農地の所在は上砂町5丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせまして1,603㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は幸町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせまして807㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は高松町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は305.54㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問などがありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、私のほうからちょっと伺いたいのは、農地法第4条の番号4の方。これは、略図を見たら非常に長いですね。これは公衆用道路ということですか。

10番 説明しますと、一番南のほうが私道になってくるんですよ。そうすると、私道のセットバックの部分があったり、もう1つ、55㎡ですか。これは、長さが300mいってまして、隣地との境界の20cmです。その分が残るということで。

議長 20cm残す部分ですね。

10番 はい。

議長 よくあることですね。そうですか。

10番 はい。

議長 分かりました。ありがとうございます。

そのほか何かありますか。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4件を議題に呈します。

それでは、議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を8月16日、申請者、会長、田中委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

議案第1号の1、特例農地は砂川町6丁目の1筆となります。

略図1を御覧ください。略図1は、平成新道と玉川上水の間位置する農地で、サトイモ、栗、梅が植え付けられているほか、ブロッコリーなどの今後の作付に向け、きれいに耕うんされておりました。肥培管理は良好でしたが、農地の一部に剪定枝が残っておりましたので、片づけていただくよう依頼いたしました。

続いて、議案第1号の2、特例農地は一番町2丁目の2筆となります。

略図2-1を御覧ください。略図2-1は、西武拝島線と玉川上水の間位置する農地で、今後の作付に向けてきれいに耕うんされておりました。

略図2-2を御覧ください。略図2-2は、略図2-1の北、五日市街道と西武拝島線の間位置する農地で、サツマイモが植え付けられておりました。作物は庭先販売のほか、自家消費とのことでございました。特例農地の北西の角に電灯用の小さい柱が立っていたため、本人に伺ったところ、ずっと以前から柱は立っていたとのことでしたので、電柱の設置について東京都農業会議に確認するとともに、過去の経緯を確認しております。回答等いただきましたら、改めて御報告いたします。

議案第1号の3、特例農地は一番町2丁目の1筆となります。

略図 3 を御覧ください。略図 3 は、略図 2 - 2 の西側、五日市街道と西武拝島線の上に位置する農地で、北側にカリフラワーが植え付けられており、今後、南に向けてさらに植え付けていかれるとのことでした。肥培管理は大変良好でした。

続いて、議案第 1 号の 4、特例農地は一番町 2 丁目の 2 筆、3 丁目の 3 筆となります。

略図 4 - 1 を御覧ください。略図 4 - 1 は、略図 3 の東側、五日市街道と西武拝島線の上に位置する農地で、サツマイモやナスが栽培されておりました。

略図 4 - 2 を御覧ください。略図 4 - 2 は、略図 4 - 1 の東、五日市街道に面した自宅の南側に位置する農地で、サトイモが植え付けられておりました。境界を示すくいが一部不明確な箇所がございましたので、明確にさせていただくよう依頼してございます。

略図 4 - 3 を御覧ください。略図 4 - 3 は、都営住宅と五日市街道の上に位置し、南北に大きく延びる農地で、きれいに耕うん、整地されておりました。いずれも肥培管理は良好でした。

議案第 1 号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第 1 号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、1 番を田中委員、横幕委員、2、3、4 番を嶋田貞芳委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、1 番、初めに田中委員、お願いいたします。

10 番 1 番の関係ですけれども、申請者本人と息子さん夫婦、3 人で野菜を中心に栽培をされております。今回、5 回目の証明となっておりまして、畑のほうに栗の木がありまして、その栗の木のほうに枝が若干残っておりまして、あと、そのほかは特に問題はないかと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

1 1 番 今、お話がございました栗の木は、新種の利平という大変立派な栗が育っておりました。特に問題はなかったと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2、3、4番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6 番 まず、最初の2-1のほうですけれども、この場所については非常によく耕うんもされていますし、秋作に向けての準備ということで、境界のほうも確認できましたので問題ないと思います。

それと、2-2についてですけれども、今、事務局から説明があったように、北側の端のところに、本人いわく、一応これで7回目のことになるんですけれども、以前よりこの場所に電柱は立っていたと。電柱については、以前は木が植わっている端のところに木の電柱があったということなんですけれども、そういういきさつもあるので、今まで指摘をされていなかったと再三現場でも言われていまして、一応、過去の、今説明があったとおり、いきさつですとか、農業会議ですとか、そういうところに確認をして、改めて御返事をさせていただきますという形で、当日は返事をしてきております。

その扱いについては、今のところ、そういうような形で保留ということで現地調査のほうは一応終わらせてあります。

3番のほうですけれども、この方は、以前から葉菜類を中心に御夫婦でやられているんですけれども、今回、現地調査をしたときにも、ブロッコリー、カリフラワーがもう植え付けが始まっていまして、非常に肥培管理もよかったと思います。特に問題はないと思います。

それと、4番ですけれども、4番の1については、ナス等がきれいに植え付けられておまして、肥培管理もよかったと思います。境界も確認できましたので、特段問題はないと思います。

4-2、自宅の南側にある農地なんですけれども、一部、事務局の説明にもありましたように、境界石がちょっと不明なところもあったんですけれども、一応いろいろ本人にも確認して、

この辺だろうということで探してもらっているんですけども、まだちょっと見つかっていないというような状況なので、引き続き、私のほうで責任を持って確認していきたいと思います。

それと、4-3については、境界石も確認できましたし、耕うんのほうもできていまして、秋作に向けての準備ということで、肥培管理等もよかったと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 2 番の方ですが、先ほど出ていました電柱の件ですけれども、お話を伺う限り、決まりを知らなかったということだと思うんですね。御本人たちが。ただ、決まりとして、そこに立ててはいけないという決まりがあるということがはっきりした以上は、それなりの対処が必要だろうと思うんですけども、一般的に考えて、毎回調査のたびに言わなくちゃいけないというのは大変なので、気がついたところで直すのが一番実は得ではないかと。そういう感じもしましたけれども、今、経緯を調査中ということですので、ぜひ知りたいと思いました。

それから、3番の方、4番の方、いずれもよく管理されていて、問題はなかったと思います。

議長 ありがとうございます。

私からは、2番の方の電柱があった件なんですけれども、小さい電柱だったんですけども、以前は木の電柱があったということで、今、新しいのは、つい最近の新しい電柱みたいでしたね。本人は、前からそこにあると言っていたんですけども、それも本当かどうかというのが問題なので、ちょっと私も、はっきり分からないんですけども、新しいんですよ。だから、もしかしたら、ちょっとこっちに入れ込んだ可能性だって、あるわけですよ。本人はそういうふうには言っていたとしても。

それで、茶の木のところにあったとか言っていましたね。

6 番 場所は移していないというふうな説明をしていたんですけども。

議長 その辺がはっきり……。ちょっと曖昧な感じだったんですよ。話を聞いている中では。

なので、いずれにしても、本来、農業用に使う場合でしたら、こういう電柱は、よくビニールハウスにも当然電気を引いたり、お茶とか、必要な場合は立ててもいいということが決まりなんですね。防犯上だっていうことを言っていたんですね。その電灯は。横に駐車場があったんですよ。それも駐車場に照らしているんですよ。畑に照らしていないんですね。それだと、ちょっと趣旨が違うんじゃないんですかということも話したんですけども。

ただ、長年、今言ったように、7回目でしたっけ。

6番 そうですね。

議長 7回で、毎回毎回そういうことが本当にあったのかどうかということ、事務局にも、前の担当された方に聞いてもらったりしたんですけども、ちょっと覚えていないということ、で……。

その辺も含めて、事務局のほうでちょっと説明を。あと、農業会議のほうに問い合わせましたので、説明をお願いします。

係長 今回、複数回、3年ごとの調査を受けられているという状況でしたので、過去の総会における議事録等、確認をさせていただいたところですが、そちらの議事録等で電柱について触れているといったところは特にございませんでした。過去に農業委員会事務局であった者にも、現地調査をしておりますので、電柱の状況等について確認をしたところ、電柱があったという認識はないということで、ないということも言い切れないというよりも、あったという認識ではないという話でございましたので、過去の経緯につきましては、申し訳ありませんが、はっきりしないという状況でございます。

農業会議のほうにも一応実態、そういった事例などがあるのかどうかといったところなども含めて問合せさせていただいておりまして、農業用のものであれば問題はないのではないかとというような話はいただいておりますけれども、そうでないとい

うことになりますと、場合によっては相続税の猶予が外れてしまうことにもなりかねませんので、状況のほうは、また詳細は確認をさせていただければと思っております。

議長 ありがとうございます。

今、事務局からも説明がありました。

まず、今回、この引き続きの1番から4番、全部含めて御質問などありましたら、お願いしたいと思います。

どうですか。金子委員。

2番 今、会長が言ったとおり、農業に関して使っていなければ、それは駄目じゃないの。見ていないから分からないですけども。もともとあったの。

6番 本人は、もともこの場所にあったと。

2番 お茶をやっている、よくつけるじゃない。それじゃないの。

6番 そうじゃないんですよ。あくまでも本人は、以前から、そこはサツマイモだとか、そういうものを栽培しているんだけど、盗まれてしょうがないんだと。

2番 電気をつけたら余計盗まれるでしょう。

6番 本人の説明です。本人の説明はそういったことで、防犯を兼ねてというか、防犯の意味を兼ねての意味合いが強い、今、電柱が立っているということです。電柱というか、照明が。

2番 会長の説明だと畑じゃないじゃないですか。

議長 それとあと、事務局が言ったように、それをそのまま立てておくと、もしかしたらそれが相続の猶予から外れる。税務署のほうで外れた場合、そこが相続の対象になってくる可能性もあるわけですよ。

2番 でも、その部分だけ外せばいいんじゃないの。

係長 そうですね。はい。

2番 遡っても、その分だけ。

係長 はい。

議長 まあ、ないとは思いますが。今、事務局の説明だとね。

そういうこともあるので、確かに、実際その前、私も見てい

るわけではないので、実際どこにあったというのも、私らもよく分からないんですけれども、だけれども、実際は、立ててはいけないところに立っているので、幾ら以前がそうだったとしても撤去していただくような方向で今もう……。ましてこれは総会ですから、総会で委員の皆さんがそういう意見だということで、これは撤去してもらおうような形で話をさせていただくというのが、一番いいのではないのかなと思っております。

それで、農業会議所のほうでは、こういう書類がありましたよね。

係長 はい。

議長 それも含めて本人に見ていただいてということでお願いして、撤去ということでお願いします。

ということでございます。

そのほか何か御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他で何かございますか。

次長 特段ございません。

議長 ありがとうございます。

ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は9月27日月曜日、午後3時から、302会議室です。次回は広い会議室になります。開催されますので、御承知おいていただきたいと思います。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員